

社会福祉法人いちはつの会役員等報酬規程

定款第 21 条に基づき、役員等の報酬に関し、次のとおり定める。

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人いちはつの会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本規程に定めのない事項は、関係法令、定款等の定め及び評議員会の決定するところによる。

(適用範囲)

- 第2条 本規程は、法人の役員に適用する。ただし、次条の「常勤役員の報酬」については、法人の人事、労務、財務、運営等の職務を分掌する役員（以下「常勤役員」という。）にのみ適用する。

(常勤役員及び非常勤役員の報酬)

- 第3条 常勤役員及び非常勤役員の報酬は、次の額の範囲で勤務実態に即して評議員会が定める。

(1) 理事長	月額	1,500,000 円以内
(2) 専務理事	月額	1,200,000 円以内
(3) 常務理事	月額	800,000 円以内
(4) その他の常勤役員	月額	500,000 円以内
(5) その他の非常勤役員		無報酬
(6) 評議員		無報酬

- 2 法人の業績が著しく悪化する等、原資の確保が困難となったときは、評議員会の承認を得て、前項により通知した額を減額することがある。

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 評議員は定款第 8 条の定めにより無報酬とする。
- 2 この法人の全理事の報酬総額は年間 2500 万円以内とする。
- 3 その他の非常勤理事は第 3 条（5）の定めにより無報酬とする。
- 4 この法人の常勤理事の月額報酬は評議員会の承認を得て決定し役員等報酬規程別表 1 に定める額とする。
- 5 計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(通勤費)

第5条 常勤役員の通勤費については、正職員の給与規程に準じて個別に定める。

(実費弁償)

第6条 理事及び監事は、職務を執行するために要した実費について、費用弁償を受けることができる。

2 理事長は、理事会を招集したときは、交通費として、実費を支払うものとする。

(職員分給与の取扱い)

第7条 法人は、理事が理事会の承認を得て職員の職務を兼務したときは、第3条の報酬とは別に、給与規程に定めるところにより、職員としての給与を支給する。ただし、複数の職務を兼務した場合でも、基本給については1の業務についてのみ支給する。

(支払方法等)

第8条 役員報酬の計算期間、支払日、支払方法及び控除金等については、給与規程を準用する。

(出張旅費)

第9条 理事長は、理事及び監事に出張を命じたときは、旅費規程を準用し、必要な旅費を支給することができる。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて決定する。

附 則

この規程は、法人設立後から施行する。

附 則

改正後の規程は、平成30年5月1日から施行する。